



お宅の住宅用火災警報器、そろそろ交換時期ではありませんか？



10年を目安にとりカエル!!

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなることがあります。火災警報器は大切な我が家と家族を守る基本。10年を目安に機器本体の交換を推奨します。

◆問合せ先

予防・通信課(中消防署)

☎25・5119

北消防署

☎52・3519

小坂分署

☎62・3536

南消防署

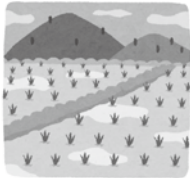
☎34・0119



下呂市空き家など紹介制度のご案内

～市内の空き家を活用して、移住定住者の住まいを提供～

都市部に住む人の中には、「スローライフ」や「自然志向」などの価値観から、農山村で暮らしたいと考える人が増えていま



す。一方、農山村地域である下呂市では、人口減少や後継者不足などにより空き家、空き店舗が増えてきています。

こうした背景から、市外からの移住定住希望者に、市内の空き家などを紹介する仕組みを作りました。

これにより、空き家などの所有者は資産の有効活用、移住定住者は選択物件の増加、地域は人口増による活性化などの効果が得られます。

ぜひ、この制度にご賛同いただき「空き家物件などのご提供」「移住定住者への制度のご紹介」などに、ご協力をお願いします。

空き家の持ち主も、 借り主も、地域も笑顔に



※市は情報の収集や公開などを行いますが、売買または賃貸の仲介は行いません。仲介を希望される場合は、市内の宅建協会に加盟している事業者などへお願いします。

※制度の詳細は、市ホームページで確認できます。物件登録には要件がありますので、ご確認ください。ご不明な点がございましたら、経営管理部地域振興課（☎ 24-2222 内線 252）までお問い合わせください。

空き家、空き店舗を 提供していただける人は...

- ①空き家、空き店舗を賃貸・売却物件として提供していただける人は、登録申込書などの書類を市役所地域振興課へ提出していただきます。
- ②物件を、提供者立ち合いの下に、市役所、岐阜県宅建協会が現地確認します。
- ③提供物件を市役所にて、ホームページなどで情報公開します。
- ④利用希望者があった場合、市役所から物件提供者へ連絡し、「直接契約型」か「間接契約型」どちらかの方法で、交渉・契約となります。

契約までの方法は、「直接契約型」と「間接契約型」の2種類あり、①の登録申込時に選択します。

直接契約型 空き家などの提供者と利用希望者間で、直接交渉・契約などを行う方法

間接契約型 空き家などの提供者と利用希望者間の交渉・契約を宅建協会が仲介する方法

空き家、空き店舗を 利用したい人は...

- ①提供物件の情報を、下呂市ホームページや資料郵送請求などにより閲覧することができます。
- ②興味のある物件を、市役所地域振興課へ電話、ファクス、メール、窓口などで問い合わせできます。
- ③物件の見学を、市役所と所有者または宅建協会と行うことができます。
- ④利用したい物件があった場合、利用申込書などの書類を市役所地域振興課へ提出していただきます。
- ⑤市役所から物件提供者へ連絡し、「直接契約」か「間接契約」どちらかの方法で、交渉・契約となります。